

# 市県民税の計算方法が変わります

## 65歳以上の方は、特に大きな変更となります

市県民税の税額の計算において次の改正がありました。

改正によって、今まで市県民税がかかっていなかった人にもかかる可能性があります。

### ■65歳以上の方（昭和16年1月1日以前に生まれた人）の公的年金等控除の改正について

65歳以上の方が受給する公的年金等収入金額から所得金額を算出する計算式が次のように改正されました。

このため、税額の計算の基礎となる金額が、最低でも20万円増えることになります。

#### 改正前の所得計算表

公的年金収入額（A）	所得金額
260万円未満	(A)－140万円
260万円以上460万円未満	(A)×75%－75万円
460万円以上820万円未満	(A)×85%－121万円
820万円以上	(A)×95%－203万円

#### 改正後の所得計算表

公的年金収入額（A）	所得金額
330万円未満	(A)－120万円
330万円以上410万円未満	(A)×75%－37万5千円
410万円以上770万円未満	(A)×85%－78万5千円
770万円以上	(A)×95%－155万5千円

### ■高齢者非課税措置の段階的廃止について

65歳以上の方は、合計所得金額が125万円以下であれば市県民税はかかっていませんでしたが、平成20年度までに段階的に廃止されます。平成18年度は3分の1課税、平成19年度は3分の2課税で、平成20年度からは全額課税されます。

#### 《例》

右表のとおり、平成17年度までは65歳以上で年金収入266万6667円までの人は市県民税がかかっていませんでしたが、平成18年度からは年金収入148万円を超えると市県民税がかかることになります。

※この例は、年金収入のみで扶養がないと考えた場合です。また、障害者や寡婦（寡夫）に該当する人は、合計所得125万円（年金収入のみの場合245万円）までは市県民税はかかりません。

#### 高齢者（昭和15年1月2日以前に生まれた人）の非課税措置の段階的廃止

年金収入額	改正前	改正後
148万1円～ 155万円	非課税	均等割課税
155万1円～ 245万円		均等割・ 所得割課税
245万1円～ 266万6667円	均等割・ 所得割課税	均等割・ 所得割課税
266万6668円以上		均等割・ 所得割課税

#### 軽減措置

平成18年度は市県民税の3分の2を減額します。

均等割は、1400円。  
所得割は、所得を基礎に計算した額の3分の1が課税されます。

※軽減措置は、年金収入245万円以下の人が対象です。

### ■高齢者控除の廃止について

65歳以上の方で、合計所得金額が1000万円以下の方に適用されていた48万円の控除が廃止されます。

このため、税額の計算の基礎となる金額が48万円増えることになります。

### ■定率控除の縮減について

平成11年度以降、景気対策のための特例措置として継続されてきた定率控除が右図のとおり縮減されます。

**改正前** 所得割額×15%  
(上限4万円)

**改正後** 平成18年度：所得割額×7.5% (上限2万円)  
※平成19年度以降は廃止されます。

### ■妻に対する均等割免除の廃止について

市内に均等割の納税義務のある夫がいる場合、平成18年度からその妻の均等割免除が廃止され、均等割4500円がかかります。ただし、合計所得金額が28万円以下の人には均等割はかかりません。

《例》平成17年度は、妻は給与収入93万円を超えると、均等割が2200円でしたが、平成18年度は4500円がかかります。

※給与収入のみで扶養がないと考えたものです。

※市県民税は、均等割（均等の額によって負担）と所得割（所得に応じて負担）から構成されています。

#### 市県民税の計算方法改正についての問合せ

市庁舎本館 市民税課市民税係 TEL0897-56-5151内線2262  
丹原総合支所 税務課市民税係 TEL0898-68-7300内線214

東予総合支所 税務課市民税係 TEL0898-64-2700内線123  
小松総合支所 税務課市民税係 TEL0898-72-2111内線114